

(郵便等による不在者投票用)

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和3年10月31日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙 において、次の現在する場所で
最高裁判所裁判官国民審査
郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規
定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所	福島県	市 郡	町 村	大字
	字	番地	(郵便番号)	

令和3年10月 日

(ふりがな)
氏 名

福島県川内村選挙管理委員会委員長 佐藤 廣松 様

備 考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 投票用紙等は現在する場所に郵送されるので、明確に記載すること。
- 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、
適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

(郵便等による不在者投票用)

記載例

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和3年10月31日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙 において、次の現在する場所で
最高裁判所裁判官国民審査
郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規
定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

福島県 双葉 市 川内 町 大字 上川内
郡 村

字 早渡 11-24 番地 (郵便番号 979-1292)

令和3年10月○日

(ふりがな) かわうち たろう

氏 名 川内 太郎

福島県川内村選挙管理委員会委員長 佐藤 廣松 様

備 考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 投票用紙等は現在する場所に郵送されるので、明確に記載すること。
- 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、
適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

(郵便等〔代理記載〕による不在者投票用)

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和3年10月31日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙 において、次の現在する場所で
最高裁判所裁判官国民審査
郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第2項の規
定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所	福島県	市	町	大字
		郡	村	
	字	番地	(郵便番号)	

令和3年10月 日

(ふりがな)
氏 名

代理記載人とな
るべき者の氏名

福島県川内村選挙管理委員会委員長 佐藤 廣松 様

備 考

- 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 投票用紙等は現在する場所に郵送されるので、明確に記載すること。
- 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、
適当な箇所に「引続居住」と記載すること。